

平成 28 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名 代表取締役社長 玉村 剛史
(コード番号：9435 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 広 報 ・ I R 課
T E L 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 27 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績や経営環境等を総合的に勘案し、配当や自己株式の取得等の株主還元を充実させていくことにより、中長期的な企業価値向上を目指しております。当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めており、また、剰余金の配当等の会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これらは、市場買付け又は公開買付け等により自己株式を取得することや、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限事項とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を遂行することを目的とするものです。これまで、株主の皆様に対する利益還元の充実を図るため、市場買付け又は立会外取引の方法による自己株式の取得や 1 年に 4 回の剰余金の配当を実施してまいりました。なお、直近では、当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会決議に基づき、平成 28 年 2 月 15 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間に、市場買付けの手法により、当社普通株式 373,300 株（発行済株式総数（47,749,642 株）に対する割合 0.78%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。））を取得しております。

このような当社の資本政策及び配当政策の基本的な方針を背景として、当社は、当社の主要株主である筆頭株主の有限会社光パワー（以下「光パワー」といいます。本日現在の保有株式数 20,104,600 株、発行済株式総数に対する割合 42.10%）に対して、比較的短期間に一定規模の自己株式を取得することにより資本効率の向上が期待できるという観点から、平成 28 年 12 月上旬に、その保有する当社普通株式の一部の当社への売却の検討を打診したところ、平成 28 年 12 月上旬、光パワーより、その保有する当社普通株式の一部の売却を前向きに検討する旨の回答を受けました。

そこで当社は、自己株式の具体的な取得方法を検討し、株主の皆様が所定の買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に市場株価の動向も見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも適切であると判断いたしました。

併せて、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の適正な価格として市場株価を基礎とすること、また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流

出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することが望ましいと判断いたしました。

その上で、当社から光パワーに対し、平成 28 年 12 月上旬に、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成 28 年 12 月上旬に、光パワーより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率について、過去の自己株式の公開買付けの事例及び当社普通株式の市場株価を勘案して検討を行い、平成 28 年 12 月中旬から、光パワーとの間で、本公開買付価格の算出に際して適用するディスカウント率及び本公開買付価格について協議いたしました。その結果、平成 28 年 12 月 26 日に、当社は、光パワーに対し、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日（平成 28 年 12 月 26 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値に対し 10.00%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることについて提案し、平成 28 年 12 月 26 日に、光パワーより、上記条件にてその保有する当社普通株式 20,104,600 株の一部である 372,600 株（発行済株式総数に対する割合 0.78%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安全性を考慮した上で、光パワー以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から 414,000 株（発行済株式総数に対する割合 0.87%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けの決済資金としては、その全額を自己資金により充当する予定ですが、平成 28 年 9 月 30 日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物）は 81,007 百万円であり、買付資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、事業から生み出されるキャッシュ・フローも蓄積されることが見込まれるため、当社の事業運営や財務の健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び、本公開買付価格を、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日（平成 28 年 12 月 26 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 10,980 円に対して 10.00%のディスカウントを行った 9,882 円（円未満四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）とすること、を決議いたしました。

なお、当社の代表取締役会長である重田康光氏は、光パワーの取締役を兼務しており、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、本日開催の取締役会において、本公開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場において光パワーとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

また、当社は、光パワーより、本公開買付け後も光パワーが保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は 19,732,000 株、発行済株式総数に対する割合にして 41.32%）については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	414,100（上限）	4,100,000,000（上限）

（注 1）発行済株式総数 47,749,642 株

（注 2）取得する株式の総数の発行済株式総数に占める割合 0.87%

（注 3）取得することができる期間 平成 28 年 12 月 28 日（水曜日）から平成 29 年 2 月 28 日（火曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はございません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

取締役会決議日	平成 28 年 12 月 27 日 (火曜日)
公開買付開始公告日	平成 28 年 12 月 28 日 (水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 28 年 12 月 28 日 (水曜日)
買付け等の期間	平成 28 年 12 月 28 日 (水曜日) から平成 29 年 1 月 31 日 (火曜日) まで (20 営業日)

(2) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 9,882 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。

その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、当社から光パワーに対し、平成 28 年 12 月上旬に、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成 28 年 12 月上旬に、光パワーより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率について過去の自己株式の公開買付けの事例及び当社普通株式の市場株価を勘案して検討を行い、平成 28 年 12 月中旬から、光パワーとの間で、本公開買付価格の算出に際して適用するディスカウント率及び本公開買付価格について協議いたしました。その結果、平成 28 年 12 月 26 日に、当社は、光パワーに対し、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日 (平成 28 年 12 月 26 日) の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対し 10.00%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることについて提案し、平成 28 年 12 月 26 日に、光パワーより、上記条件にてその保有する当社普通株式 20,104,600 株の一部である 372,600 株 (発行済株式総数に対する割合 0.78%) について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会決議により、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日 (平成 28 年 12 月 26 日) の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 10,980 円に対して 10.00%のディスカウントを行った 9,882 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 9,882 円は、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日 (平成 28 年 12 月 26 日) の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 10,980 円から 10.00% (小数点第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率又はプレミアム率の計算において同じとします。)、同年 12 月 26 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 10,483 円 (円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。) から 5.73%、それぞれディスカウントした金額、同年 12 月 26 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 9,716 円から 1.71%のプレミアムを付した金額となります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績や経営環境等を総合的に勘案し、配当や自己株式の取得等の株主還元を充実させていくことにより、中長期的な企業価値向上を目指しております。

このような当社の資本政策及び配当政策の基本的な方針を背景として、当社は、当社の主要株主である筆頭株主の光パワーに対して、比較的短期間に相当規模の自己株式を取得することにより資本効率の向上が期待できるという観点から、平成 28 年 12 月上旬に、その保有する当社普通株式の一部の当社への売却の検討を打診したところ、平成 28 年 12 月上旬、光パワーより、その保有する当社普通株式の一部の売却を前向きに検討する旨の回答を受けました。

そこで当社は、自己株式の具体的な取得方法を検討し、株主の皆様が公開買付期間中に市場株価の動向も見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも適切であると判断いたしました。

併せて、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の適正な価格として市場株価を基礎とすること、また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することが望ましいと判断いたしました。

その上で、当社から光パワーに対し、平成 28 年 12 月上旬に、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成 28 年 12 月上旬に、光パワーより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率について過去の自己株式の公開買付けの事例及び当社普通株式の市場株価を勘案して検討を行い、平成 28 年 12 月中旬から、光パワーとの間で、本公開買付価格の算出に際して適用するディスカウント率及び本公開買付価格について協議いたしました。その結果、平成 28 年 12 月 26 日に、当社は、光パワーに対し、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日（平成 28 年 12 月 26 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対し 10.00%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることについて提案し、平成 28 年 12 月 26 日に、光パワーより、上記条件にてその保有する当社普通株式 20,104,600 株の一部である 372,600 株（発行済株式総数に対する割合 0.78%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び、本公開買付価格を、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日である平成 28 年 12 月 26 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 10,980 円に対して 10.00%のディスカウントを行った 9,882 円とすること、を決議いたしました。

(4) 買付け予定の株券等の数

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	414,000 (株)	— (株)	414,000 (株)

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（414,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（414,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決

済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 0.87%

(5) 買付け等に要する資金 4,103,001,000円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金(4,091,148,000円)、公開買付代理人に支払う手数料の見積額、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用の見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

② 決済の開始日 平成29年2月22日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士などの専門家にご確認いただき、株主様ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません)。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

iii) 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、光パワーは、保有する当社普通株式 20,104,600 株（本日現在、発行済株式総数に対する割合にして 42.10%）の一部である 372,600 株（発行済株式総数に対する割合にして 0.78%）について、本公開買付けに対して応募する意向を表明しております。

なお、当社は、光パワーより、本公開買付け後も光パワーが保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は 19,732,000 株、発行済株式総数に対する割合にして 41.32%）については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

以 上